

平成 28 年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

平成 28 年度献血推進計画（案）	平成 27 年度献血推進計画
<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 <u>28</u> 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）に基づくものである。 <p>第 1 節 平成 <u>28</u> 年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 <u>28</u> 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>〇〇</u> 万リットル、血漿製剤 <u>〇〇</u> 万リットル、血小板製剤 <u>〇〇</u> 万リットルであり、それぞれ <u>〇〇</u> 万リットル、<u>〇〇</u> 万リットル、<u>〇〇</u> 万リットルが製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成 <u>28</u> 年度には、全血採血による <u>〇〇〇</u> 万リットル及び成分採血による <u>〇〇</u> 万リットル（血漿採血 <u>〇〇</u> 万リットル及び血小板採血 <u>〇〇</u> 万リットル）の計 <u>〇〇〇</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 <u>27</u> 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）に基づくものである。 <p>第 1 節 平成 <u>27</u> 年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 <u>27</u> 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>5.2</u> 万リットル、血漿製剤 <u>2.7</u> 万リットル、血小板製剤 <u>1.7</u> 万リットルであり、それぞれ <u>5.3</u> 万リットル、<u>2.7</u> 万リットル、<u>1.7</u> 万リットルが製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成 <u>27</u> 年度には、全血採血による <u>140</u> 万リットル及び成分採血による <u>5.9</u> 万リットル（血漿採血 <u>2.4</u> 万リットル及び血小板採血 <u>3.5</u> 万リットル）の計 <u>199</u> 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成28年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 (略)

① (略)

ア、イ (略)

ウ 企業等における献血の推進対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

・ 採血事業者は、企業等に対して、献血セミナー等を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。

- ・ 国及び採血事業者は、企業等に対して、特に20代・30代の労働者の献血促進について協力を求める。

エ (略)

②、③、④、⑤ (略)

2 (略)

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成27年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 (略)

① (略)

ア、イ (略)

ウ 企業等における献血の推進対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

- ・ 国及び採血事業者は、企業等に対して、特に20代・30代の労働者の献血促進について協力を求める。

エ (略)

②、③、④、⑤ (略)

2 (略)

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、具体的には、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定、子育て世代に対応した託児スペースの整備等、献血受入体制の一層の整備及び充実に努める。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入に

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血受入時間帯の設定、子育て世代に対応した託児スペースの整備等、献血受入体制の一層の整備及び充実に努める。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入に協力することが重要である。また、採血事業者と

協力することが重要である。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

③、④、⑤（略）

⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方について

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、400ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。
- ・ しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行うとともに、特に高校生等の献血時には、400ミリリットル全血採血に献血者が不安がある場合は200ミリリットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。

2、3、4（略）

もに、献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

③、④、⑤（略）

⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方について

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、400ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。
- ・ しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行う。。特に高校生等の献血時には、400ミリリットル全血採血に献血者が不安がある場合は200ミリリットル全血採血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうことが重要である。

2、3、4（略）